

第139表 犯罪被害者等に対する初期支援実施状況(年次別)

(単位 人)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年 令和元年
総	数	2,944	3,127	3,167	3,397	3,115
重大な交通事故事件	総	1,266	1,401	1,593	1,568	1,469
	ひき逃げ	704	746	775	820	760
	交通死亡事故	174	158	164	136	128
	3か月以上の重傷事故	306	405	557	556	506
	危険運転致死傷	47	80	67	48	50
	署長等指定事件	35	12	30	8	25
身 体 犯	総	1,627	1,685	1,531	1,796	1,617
	殺人	72	72	101	93	105
	強盗致死傷	121	126	113	117	112
	強盗・強制性交等 及び強盗・強制性交等致死	8	4	4	6	3
	強制性交等 (準強制性交等含む。)	185	192	239	332	332
	集団強姦	16	18	9	2	-
	強制わいせつ (準強制わいせつ含む。)	608	707	659	770	612
	強制わいせつ等致死傷	78	68	61	68	37
	略取・誘拐	9	18	11	24	18
	逮捕・監禁 (逮捕等致死傷含む。)	14	15	12	17	19
	傷害致死	5	6	5	7	9
	傷害(重傷)	506	456	315	360	370
	その他	5	3	2	-	-
交通以外の署長等指定事件		51	41	43	33	29

注1 初期支援とは、初期捜査等の一連の捜査活動等を通じて、原則として、対象事件の認知直後から被害者を帰宅させるまでの間において、被害者に付き添って被害者のために行う活動をいう。

2 対象事件とは、身体犯、重大な交通事故事件及び署長等指定事件(事件事故の規模等を勘案し、警察署長等が支援を必要と認めたもの)をいう。

3 刑法の一部が改正(平成29年7月13日施行)され、「集団強姦」は廃止された。

数値：企画課